

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………二
- ………（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………五
- ………（同）……………五
- 種苗生産事業者の登録……………八
- ………（産業労働局農林水産部森林課）……………八

告示（選）

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………八
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有す……………八

る者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………八

公 告

- 特定非営利活動法人の認定……………九
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………九
- 河川整備計画の公表（二件）……………九
- ………（建設局河川部計画課）……………九
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………九
- ………（東京都収用委員会）……………九

告 示

●東京都告示第二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

北品川五丁目第1地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から令和二年九月三十日まで

三 施行地区

- 品川区北品川五丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
- 品川区北品川五丁目四番十四号
- 平成二十一年三月二十四日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
- 平成三十一年四月二十五日

●東京都告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

目黒区東山二丁目千五十八番二十五、平成三十一年四月十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

墨田区横網二丁目二番及び同番三 平成三十一年四月十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス

(二) 代表者氏名 代表取締役 清原 雅人

(三) 主たる事務 所 新宿区西新宿六丁目五番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七八三九九号

(五) 免許年月日 平成二十七年四月七日

二 処分年月日 令和元年五月八日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間(令和元年五月二十三日から同年二十九日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第三十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第四項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社アンビション・ルームピア

(二) 代表者氏名 代表取締役 清水 剛

(三) 主たる事務 所 渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号住友不動産原宿ビル十八階

(四) 免許証番号 国土交通大臣(3)第七五六〇号

(五) 免許年月日 平成二十九年八月二十日

二 処分年月日 令和元年五月八日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間(令和元年五月二十三日から同年六月一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項、第三十七条第二項及び第六十五条第四項第二号

●東京都告示第三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

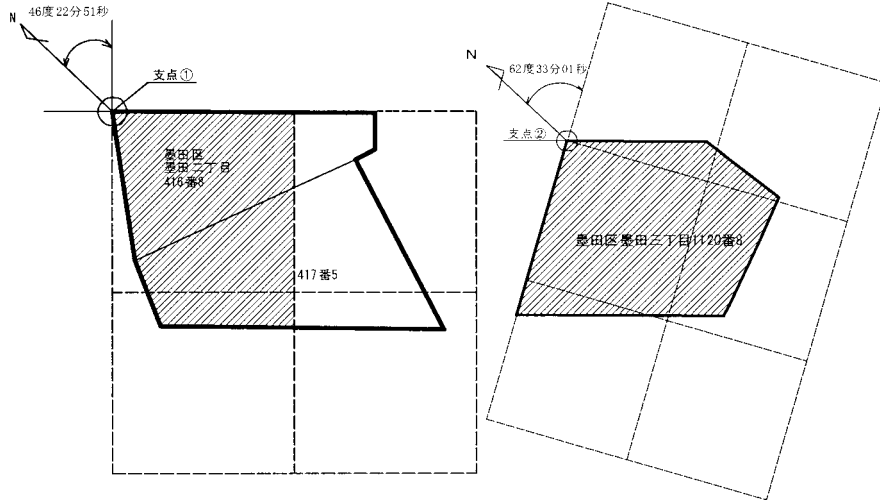
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区墨田二

丁目及び墨田三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 敷地 - - - 単位区画 — 筆界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点①は、墨田区墨田三丁目 416番 8 の最北端とする。
 支点②は、墨田区墨田三丁目 1120番 8 の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点① 46 度 22 分 51 秒
 支点② 62 度 33 分 01 秒

●東京都告示第三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

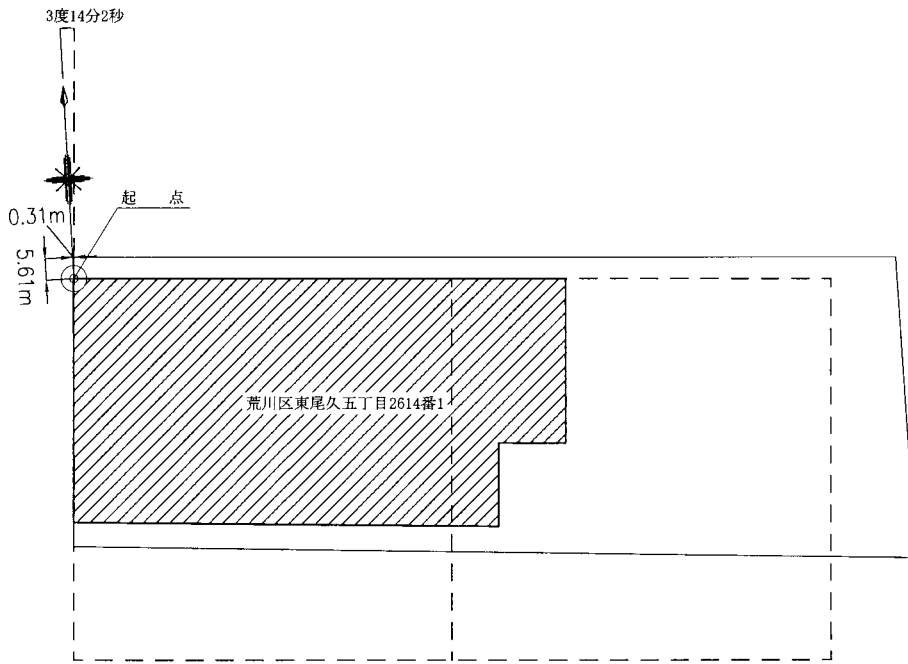
令和元年五月十六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区東尾久五丁目2614番1の最北端から西へ0.31m、さらに南へ5.61mの地点とする。

【格子の回転角度(3度14分2秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十五号

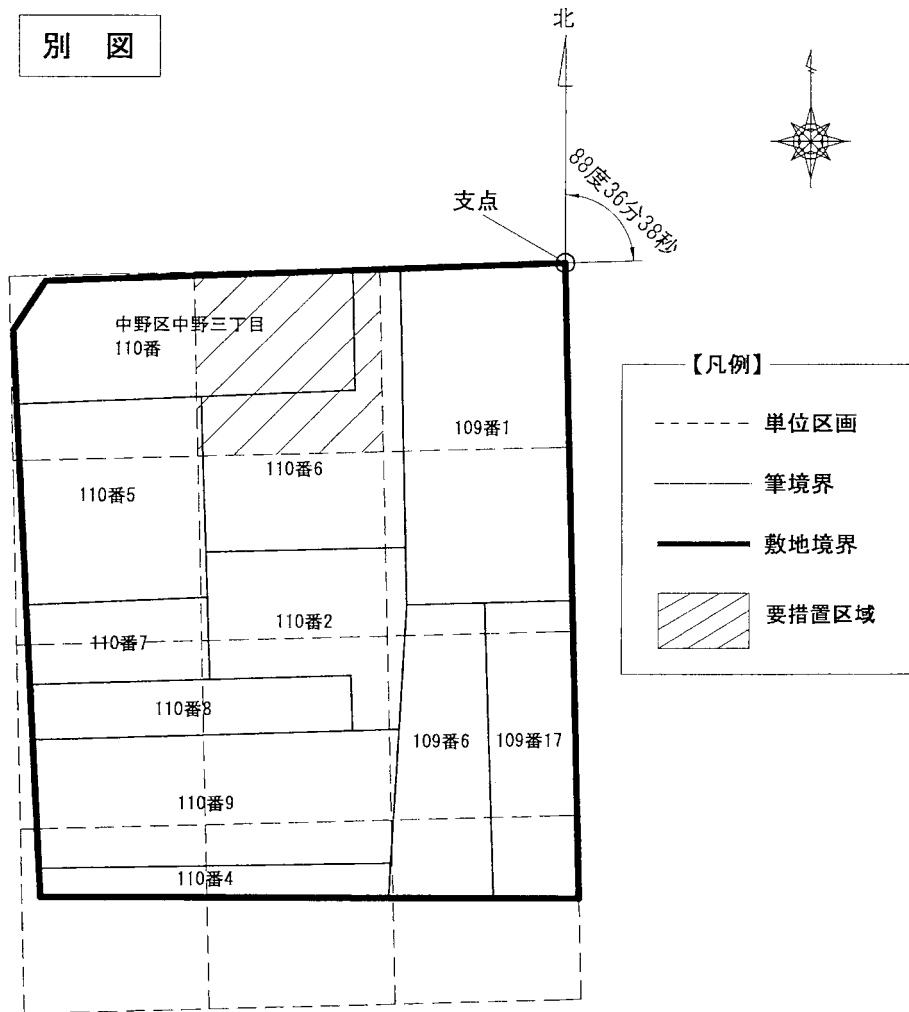
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(中野区中野三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【支点】

支点は、中野区中野三丁目109番1の最北端とする。

【格子の回転角度（88度36分38秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第八百二十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

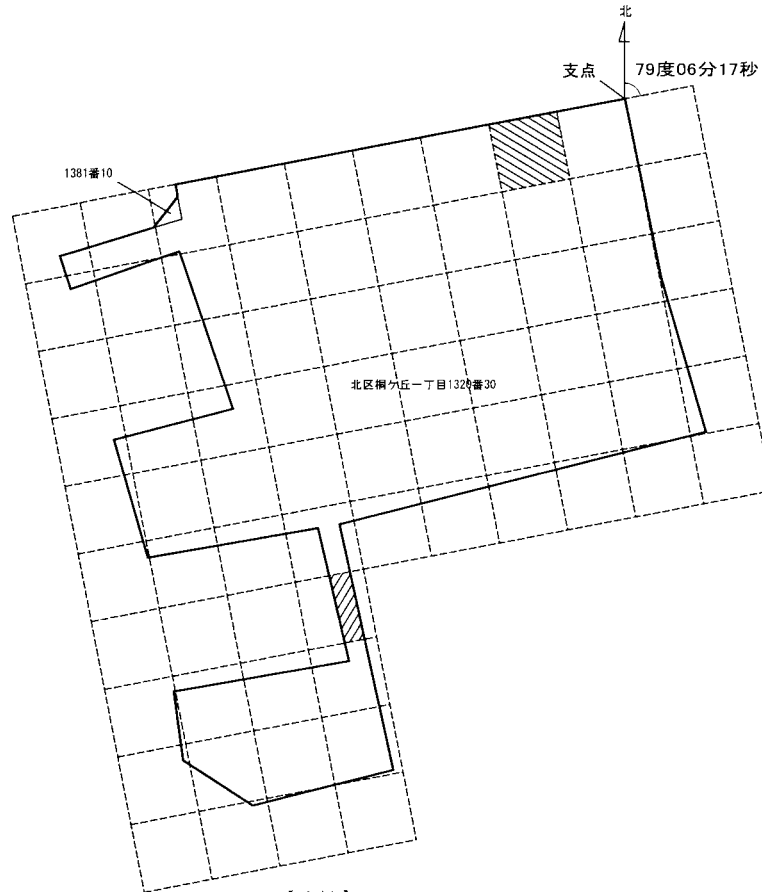
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区桐ヶ丘二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

-----	単位区画
———	筆境界
———	敷地境界
▨	指定を解除する区域
▩	要措置区域 (平成30年東京都告示第822号により指定した区域)

【支点】
 支点は、北区桐ヶ丘一丁目1320番30の最北端とする。

【格子の回転角度(79度06分17秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十七号

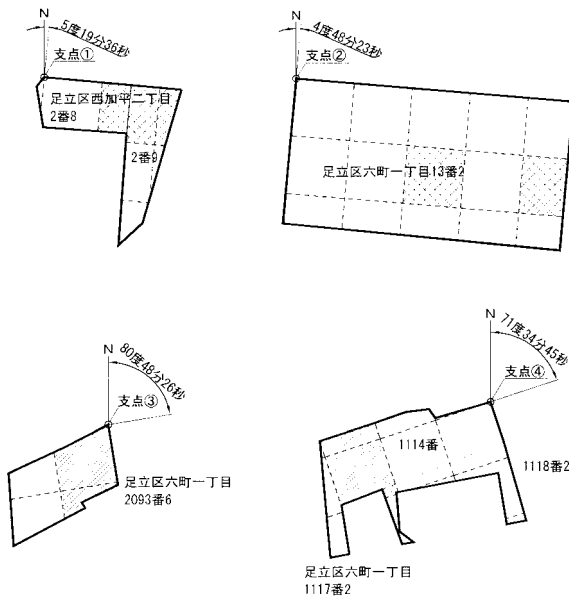
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図一及び別図二のとおり(足立区西加平二丁目地内及び同区六町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図1



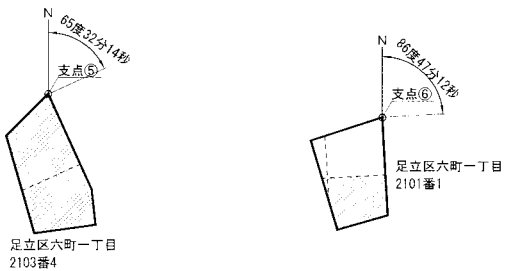
【支点】
 支点①は、足立区西加平二丁目2番8の最北端とする。
 支点②は、足立区六町一丁目13番2の最北端とする。
 支点③は、足立区六町一丁目2093番6の最北端とする。
 支点④は、足立区六町一丁目1114番の最北端とする。

【格子の回転角度】
 支点①は、5度19分36秒とする。
 支点②は、4度48分23秒とする。
 支点③は、80度48分26秒とする。
 支点④は、71度34分45秒とする。

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画
 - - - 境界線
 - - - 調査対象地
 ▨ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1031号により指定した区域)
 ▩ 指定を解除する区域
(平成28年東京都告示第1031号により指定した区域)

別図2



【支点】
 支点⑤は、足立区六町一丁目2103番4の最北端とする。
 支点⑥は、足立区六町一丁目2101番1の最北端とする。

【格子の回転角度】
 支点⑤は、65度32分14秒とする。
 支点⑥は、86度47分12秒とする。

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画
 - - - 境界線
 - - - 調査対象地
 ▨ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1031号により指定した区域)
 ▩ 指定を解除する区域
(平成28年東京都告示第1031号により指定した区域)

●東京都告示第三十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号 第六十五号

二 生産事業者

(一) 氏名 森田 泰夫

(二) 住所 青梅市野上町一丁目八番一号

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 青梅 森田園
青梅市野上町一丁目八番一号

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年五月十六日

東京都選挙管理委員会

一一七、三一一

●東京都選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条

第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年五月十六日

東京都選挙管理委員会

一、五二〇、七三〇

●東京都選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年五月十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	17,195
中央区選挙区	44,105
港区選挙区	67,286
新宿区選挙区	90,403

文京区選挙区	60,208
台東区選挙区	54,715
墨田区選挙区	75,716
江東区選挙区	136,149
品川区選挙区	110,542
目黒区選挙区	78,676
大田区選挙区	168,966
世田谷区選挙区	193,976
渋谷区選挙区	63,575
中野区選挙区	93,349
杉並区選挙区	147,362
豊島区選挙区	77,189
北区選挙区	96,410
荒川区選挙区	56,602
板橋区選挙区	144,991
練馬区選挙区	168,385
足立区選挙区	160,827
葛飾区選挙区	126,477
江戸川区選挙区	159,911
八王子市選挙区	145,026
立川市選挙区	51,089
武蔵野市選挙区	41,160
三鷹市選挙区	52,023
青梅市選挙区	38,028
府中市選挙区	71,336
昭島市選挙区	31,249
町田市選挙区	118,931
小金井市選挙区	33,835

小平市選挙区	52,914
日野市選挙区	51,454
西東京市選挙区	56,194
西多摩選挙区	69,671
南多摩選挙区	66,349
北多摩第一選挙区	85,473
北多摩第二選挙区	55,886
北多摩第三選挙区	88,704
北多摩第四選挙区	53,444
島部選挙区	7,254

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人全国脊髄小脳変性症・多系統萎縮

症友の会

二 代表者の氏名

中村 元子

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区北大塚二丁目七番二号 第6不二ハイツ
一階六一B号室

四 認定の有効期間

平成三十一年三月二十二日から令和六年三月二十一日
まで

一 名称

特定非営利活動法人多摩子ども劇場

二 代表者の氏名

春田 祐子

三 主たる事務所の所在地

東京都多摩市落合一丁目四十六番地一 四階四〇七号
室

四 認定の有効期間

平成三十一年四月十一日から令和六年四月十日まで

一 名称

特定非営利活動法人アプリカゾウの涙

二 代表者の氏名

岡本 愛理

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷三丁目二十七番十一号

四 認定の有効期間

平成三十一年四月十六日から令和六年四月十五日まで

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項の規定により、次の
とおり公表する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

渋谷川・古川河川整備計画

二級河川渋谷川及び古川

二 河川整備計画を変更した日

平成三十一年四月十五日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事務所、東京都第二建設事務所及び東京都第三建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項の規定により、次の
とおり公表する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

多摩川水系海老取川河川整備計画

一級河川海老取川

二 河川整備計画を変更した日

平成三十一年三月二十六日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第二建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2

の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、
下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知
を受けるべき者についても交付する。受領しないときは、
令和元年6月5日の終了をもってその通知があったものと
みなされる。

令和元年5月16日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

記

1 事件名

平成31年第5号及び平成31年第5号の2

府中都市計画道路路事業3・2・2の2号東京八王子線
及び国立都市計画道路路事業3・3・2号東京八王子線の
ための土地収用事件

2 通知書の名称

審理の開催について（通知）

3 通知を受けるべき者

(1) 住所 不明

ただし、登記簿上の住所は、東京都八王子市

下恩方町793番地2

氏名 岩本 勇

(2) 住所 不明

ただし、登記簿上の住所は、東京都新宿区新

宿三丁目35番3号

氏名 川村 元

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都府中市西原町三丁目22番1

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

令和元年5月16日

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一(一)一(代)

郵便番号
163-8001

定価 本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

